

Title	バイオ産業化の視点からみた生命倫理政策
Author(s)	塚本, 芳昭; 福島, 伸享
Citation	年次学術大会講演要旨集, 16: 266-269
Issue Date	2001-10-19
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/6642
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般論文

塚本芳昭, ○福島伸享 (経産省)

1. 問題の所在

平成12年のいわゆる「ミレニアム・プロジェクト」の開始を契機として、バイオテクノロジーに対する政府の予算配分の重点化が進み、「米国に追いつけ、追い越せ」とばかりにバイオテクノロジーに関する研究が進められている。これらの政府予算は、当然これらの成果が近い将来に革新的な医療や医薬品の開発に生かされて、最終的に国民一人一人に恩恵が行き渡ること为目标としていなければ正当性を獲得し得ないものである。すなわち、現在は大学や研究機関の中の限られたコミュニティの中で行われている研究は、やがてその成果が国民に届けられることとなる段階で、一人一人の暮らしや社会との接点が生じることとなるのである。その新たな科学技術と社会との接点となるもの、社会が新たな科学技術をどこまで受容するのかという価値基準が生命倫理である。したがって、とりわけバイオテクノロジーの分野は、それを実用化して人々の暮らしに活用していくためには、自然科学的な研究開発に加えて、人文・社会的な観点から社会が新たな科学技術を受容していくための価値基準を形成していくという知的作業がなされなければならない。

以下においては、生命倫理をこのようなものととらえた上で、最近の生命倫理をめぐる我が国の政府の動き、私の所属する経済産業省の政策課題でもある、バイオテクノロジーの産業化という観点からみた生命倫理政策の評価と課題について論じたい。

2. 生命倫理をめぐる我が国の最近の動き

我が国において生命倫理に関する議論が行政においてとりあげられたのは、そう古いことではない。平成9年のクローン羊ドリーの誕生を契機として、クローン技術の人間への適用に関する問題が生じ、バイオテクノロジーと人間社会の接点についての議論が政治レベルにおいても行われるようになったのが、同年に開催されたデンバー・サミットであった。このような国際政治における議論を背景として、平成9年に当時の橋本総理の指示により、旧科学技術会議に生命倫理委員会が設置されることとなった。その生命倫理委員会で議論されたのは、①クローン技術の人間への適用の問題、②ヒトゲノム研究にともなう遺伝子による差別や個人のプライバシーに深刻に関わる問題、③ヒトES細胞研究などのヒト胚を扱う研究に関する問題の主に3点についてである。

これらの議論は、まず①のクローンの問題については、平成12年12月の「クローン技術規制法」の公布によって実を結び、②のヒトゲノム研究については、平成12年6月の「ヒトゲノム研究に関する基本原則」の決定という成果が生ま

れ、③のヒトES細胞研究については、平成12年12月に下部組織たるヒト胚研究小委員会における議論はまとまらなかったものの、今年の9月に文部科学大臣告示の「ヒトES細胞研究指針」（後述の生命倫理専門調査会において検討を実施）として実を結ぶこととなった。

これらの成果は、我が国の大きな方向性を示すものであったが、さらに細かい行政的な事項については、②のヒトゲノム研究については、平成13年4月に平成文部科学省、厚生労働省、経済産業省の3省共同で告示された「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」の作成によって具体化することとなる。さらに、平成13年1月の中央省庁再編によって科学技術会議が廃止されこれにともない生命倫理委員会は消滅したが、その後これを引き継ぐものとして新たに総合科学技術会議の下に設置された生命倫理専門調査会において、①のクローン技術規制法において指針によって規制すること定められているヒトクローン胚等の研究に関する指針が議論されており、また、クローン技術規制法の国会審議やES細胞指針の議論等をつうじて生じた、クローン胚やES細胞の元となるヒト胚全体の取扱いに関する議論がこれからなされようとしている。

このように、我が国では政府の予算の重点化とそれに伴う研究の進展に合わせて、それらの研究を行うことに伴い生じる様々な問題に対応するためのルールとして、各種の法令や指針等がつくられてきた。

3. バイオテクノロジーの産業化と生命倫理の接点

このような動きに対して、経済産業省は、たとば13年2月の第2回総合科学技術会議において平沼経済産業大臣が「クローン技術等生命倫理の問題は総合科学技術会議が重要な役割を担う。生命倫理専門調査会では、人文社会科学、自然科学の英知を結集して、縦割りを排し、権威ある実体的な機関とすべき。」と発言するなど、一貫して積極的な姿勢で対応してきている。これは、まさに1.の「問題の所在」でも指摘したように、新たな科学技術の成果が社会に受け入れられるためには、そのような科学技術の進展に伴う法的、社会的、倫理的問題を同時に解決していかなければならないという観点からのものである。すなわち、いくらか多額の予算を投入して研究開発を進めたとしても、最終的にそれが製品や商品となった段階（産業化段階）で社会に受け入れられなければ、それらの研究開発費は全くの無駄になってしまうのであり、これまで原子力などの例から、たとえ研究者や行政などの専門家集団がその科学技術が社会のためになると認識して研究や事業を進めても、一般国民の側にそれを受け入れるためのあるまとまった共通認識や社会的基盤がなければ、結局のところ最後の段階で行き詰まってしまうという実体験を踏まえたものである。

このようなことに対応するために、しばしばパブリック・アクセプタンス（社会的受容性）、すなわち専門家集団は中立的で透明な情報を一般国民に対して提供し、国民自身がその是非を判断するということの必要性が主張されるが、バイオテクノロジーの場合は、それほど単純ではない。また、しばしば産業の側から主張されるように、適切な情報を提供して消費者を「教育」すれば商品が売れると

いう類のものでもない。たとえ国民に情報を提供したとしても、国民の側がその是非を判断するための価値基準を持つことが困難であるからである。たとえばクローン人間の誕生の場合を考えても、一見誰が考えてもやってはいけないことのように現在では思われているが、たとえば生まれた直後に亡くなった子供と全く同じ遺伝子を持った子供を作りたいという両親の意思を完全に否定できる価値観や論理は果たしてあるのか。子宮に着床させれば人間として生まれてくる可能性のある受精卵を破壊してES細胞を作り、全くの他人の生命を救うために移植用臓器を作るということは、現に生きている人の生命を救うからという理由のみで、本当に正当化されうるのか。ゲノム医療の時代になって、個人の遺伝情報を提供するという事になった場合に、その遺伝情報は単に提供した個人のみならず、その血縁者までの情報を含みうるものであるが、一人の個人の判断でそのようなものを他人に提供してよいのか。少し考えただけで、従来の近代社会の個人の人權や単なる公共の福祉を尊重する価値観だけでは、是非を判断できない問題がたくさんあることに気付く。

さらに、このような科学技術から実用化された医療や医薬品が、近代の資本主義社会の中で国民に提供される以上、そこには金銭という交換手段を通じて流通されることは否定のしようがない。また、将来の利潤の獲得というインセンティブが存在するため、研究開発が加速度的に進むということも事実である。このような場合に、たとえばある人の人体試料から得られた情報を元になされた研究からなんでも無条件に特許をとってよいのか、とられた特許の帰属は無条件に特許権者のものとなりそこから利益が発生することには何の問題もないのか。再生医療や抗体医薬のようなものは、人の生体資料を使うことが必要となるが、人の体にある意味で「資源」や「材料」として利用することは許されるのか、仮に許されたとしても元の「資源」や「材料」を有していた人の権利はどのようなものがあり、その権利はどこまで及ぶのか。そうした「資源」や「材料」を起源とする商品の利益は誰に帰属するのか。結局は、富める者だけが新たな科学技術の恩恵を受けて、富まざる者は「材料」の提供者という、「デジタル・デバイド」ならぬ「バイオ・デバイド」が発生し、別の意味での「奴隷制」のような社会になってしまうのではないか・・・等々。

このように、バイオテクノロジーは、研究のみを進めている段階では、研究に協力してくれた人の人權を侵害しない、あるいは科学的興味のみからクローン人間を作り出すようなことはしないとあったある意味当然の研究ルールを定めれば問題は解決するが、実際に研究開発の結果産み出されたモノや技術が一般社会に流通するという段階になった場合には、それを社会が利用するに当たってはかなりの困難で深刻な価値判断を迫られ、たとえそうした価値判断がなされた場合であっても、これまでの法制度や社会的ルールでは対応が困難な様々な問題が存在するのであり、これらが解決しない限り、バイオテクノロジーの研究の成果は社会に還元されないのである。

したがって、バイオテクノロジーが研究の段階から産業化するうち一般社会に流通する段階になるまでに、新たな科学技術を社会が受け入れる是非を判断する

ための基準となるあるまとまった価値観なり価値基準を形成しなければならない。このことこそがまさに、生命倫理について国家として事業を行う意義なのである。さらに、そのような価値観や価値基準を反映した法制度や社会ルールもあわせて形成していかなければならないのである。バイオ先進国の米国は、このような国家としての生命倫理事業の重要性を十分に認識しているために、E L S I (Ethical, Legal and Social Issue) 研究に研究開発予算の3～5パーセント (N I H 予算では \$ 1 2 0 0 万) を投じているのであり、すでに我が国がまったく太刀打ちできないほどに生命倫理研究や法的、社会的ルールに関する知的資産の蓄積を行っているのである。

4. 最近の生命倫理政策をめぐるいくつかの論点

このような観点から、最近の生命倫理政策を眺めてみると、科学技術会議生命倫理委員会が設置されて以降、さまざまな法令やガイドラインが作成されてきたが、それらは予算が認められ研究の実施の必要性が発生してはじめて、研究者が社会的な批判を浴びるリスクを軽減する目的もあって、その研究領域に関連する「研究ガイドライン」を次々に作成しているという状況にあるのではないか。しかも、それらはあるものは罰則付きの法律で定め、あるものは大臣告示による行政ガイドラインで定め、あるものは審議会報告により研究者等に自主的な対応を求めるといように対応がバラバラであり、このような違いを生じさせた合理的な理由は見出しがたい。また、それらの法令やガイドラインには、「人の尊厳の尊重」や「人権の尊重」という文言が記載されているが、そもそも個々の事例を前にした場合に、そのような文言が具体的に如何なるものなのか、どのような観点から物事を判断すればよいのか、共有されるべき価値基準が示されていない。

このような現状となっているのは、現在の我が国の行政システム上に問題があるようである。行政は、何らかの問題が発生しないように規制や予防をする技術についての専門性はあるが、国民の間に新たな価値を形成していくというプロセスには全く対応できない。そもそも、生命倫理の問題は国民の本質的な価値選択に関わる問題であるため、行政が中心となって役人の作文により解決できるような問題ではない。したがって、現状の行政システムの中で生命倫理の問題に対応した場合、なんらかの規制やガイドラインの原案を行政が作成し、それを生命倫理専門調査会のような場において審議し決定するというプロセスとならざるを得ない。しかし、3. に述べた生命倫理について国家として事業を行う意義を考えた場合、単に法令やガイドラインのようなものを作ることが生命倫理に関する問題に対応する本質ではなく、価値形成のプロセス自体が問題なのである。こうしたことに対応するためには、総合科学技術会議を単なる審議会ではなく、人文・社会科学、自然科学の英智を結集し、みずから調査・研究を行い、生命倫理に関する価値基準やそれに照らしたあるべき法制度や社会ルールの検討を主体的に行う実体的な機関とする必要がある。また、生命倫理に関する議論を国民的なものとするために、「生命倫理基本法」のようものの策定作業を開始し、政治の場において生命倫理に関する問題を議論する必要がある。